

社会保障の拡充を求める要望書に対する回答書

加須市

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1. 国民健康保険制度について

(1) 国民皆保険制度を守り、発展させてください。

国民健康保険法の第1章(総則)、(この法律の目的)第1条に、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民健康の向上に寄与することを目的とする。となっております。現在も変わっておりません。国・県は、相互扶助と受益者負担を強調していますが、国民健康保険の保険税は、他の保険者と比べても2倍近く高くなっています。市町村におかれましては、皆保険制度を守るために住民の防波堤となって、誰もが安心して医療にかかれるようにしてください。

【回答】 国保年金課

国民健康保険は、誰もが等しく適切な医療を受けることができるように、加入者全員で助け合う制度です。国民健康保険制度が瓦解しないような安定的な運営が必要という大前提のもと、埼玉県への納付金額の見込み、そして国保加入者の負担である国保税額と一般会計からの法定外繰入額とのバランス、経済状況などを総合的に見極めながら、国民皆保険制度を維持していきたいと考えています。

(2) 埼玉県第3期国保運営方針について

- ① 令和9年度の保険税水準の統一に向けた方針は、地域医療水準、地域医療機関、医師数などの格差が大きく拙速です。住民が安心して医療にかかれるようにするために、地方分権の観点から慎重に検討をすすめてください。これまでどおり、市町村で保険税を決定して下さい。

【回答】 国保年金課

市町村国保には、被保険者の構成、脆弱な財政基盤、市町村規模の格差等の構造的な問題があり、その問題を解決するため、国の財政支援の拡充により、財政基盤を強化した上で、平成30年度から国民健康保険を都道府県単位化し、埼玉県が財政運営の責任主体となりました。保険税水準の統一は、負担と受益の公平性の観点から県内全ての市町村の収支の均衡を図り、収納率の向上や医療費の適正化により赤字の削減・解消に取り組み、国民健康保険の安定的な運営を図るものでございますので、今後も引き続き、医療費等の給付と保険税そして一般会計の負担とのバランスを踏まえて、県内保険税率の準統一に向けて、適正な課税方法を検討してまいります。

- ② 一般財政からの法定外繰入、決算補填目的(赤字)繰入の解消計画の方針は、今後一律に禁止するのであれば憲法92条の地方自治の原則に反し市町村の存在意義が問われる事になります。今後も市町村が必要と判断した場合には、住民の福祉の向上に貢献する対応を行ってください。

【回答】 国保年金課

国及び県の要請に基づき、赤字削減・解消計画書を作成し、収納率の向上、健康づくりや重症化予防による医療費適正化の取組、適正な保険税率の設定等により、赤字の削減・解消に努めるとともに、県の保険者努力支援制度等を活用して国保財政の健全化を図っているところです。しかし、被保険者数の減少とは反比例し、一人当たり医療費は年々増加傾向にあります。独立採算制が原則の特別会計において、赤字の削減・解消は必要です。本市の赤字額は多額であるため、短期間での赤字解消は困難であることから、やむを得ず一般会計からの繰入金で赤字を補填しています。引き続き、保険税収入と保険給付及び一般会計の負担とのバランスを踏まえて、持続可能な国保となるよう努めてまいります。

- ③第3期国保運営方針の骨子では、同じ所得、同じ世帯構成であればどこに住んでいても同じ国保税にしていく方針ですが、そもそも高すぎる保険税、地域医療提供体制を早急に整備するように県に要請してください。

【回答】 国保年金課

保険税水準の統一は、負担と受益の公平性の観点から県内全ての市町村の収支の均衡を図り、収納率の向上や医療費の適正化により赤字の削減・解消に取り組み、国民健康保険法第1条の趣旨にのっとり国民健康保険の安定的な運営を図るものと認識しております。

- ④国保法77条（保険料の減免）は、「条例の定めるところにより、特別の理由があるものに対し、保険税を減免できる。」とあります。まさに少子化対策は急務であり、特別の理由として、「18歳までの子どもの均等割はなくす(当面)」ことを行ってください。

【回答】 国保年金課

国の通知において、画一的な基準で保険税を減免することは適切ではないとされているとともに、受益者負担の観点から一定の負担はやむを得ないこと、また、本市の国保財政は相当厳しい状況であることから、18歳までの子どもの均等割の減免は困難と考えております。

(3) 所得に応じて払える保険税にしてください。

- ① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】 国保年金課

本市の令和4年度当初賦課決定段階における応能割と応益割の割合は、概ね63:37であります。国保の都道府県化となり、埼玉県から標準税率が示されておりますが、本市は、今後においても医療費等の給付と国保税そして一般会計の負担とのバランスを毎年度検証し、本市の現状を踏まえながら適正な課税方法を検討してまいります。

- ② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答】 国保年金課

「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が令和4年4月1日から施行されたことに伴い、令和4年度の保険税から未就学児に係る保険税均等割額の5割軽減を実施しています。国の通知において、画一的な基準で保険税を減免することは適切でないとしており、受益者負担の観点から一定の負担はやむを得ないこと、また、本市の国保財政は相当厳しい状況であることから、子どもの均等割の

廃止や一律減免は困難と考えております。

一方、本市においては、子育て世代の方々に、国保税を適正にご負担いただいた上で、お子さんの医療費の窓口払いの本人負担（就学前2割、就学後3割）の無料範囲を中学校修了前から18歳まで拡大し、医療費負担の軽減など子育て支援の充実に努めています（令和5年7月1日現在）。

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】 国保年金課

本市は、これまでも医療費等の給付と国保税収入、そして一般会計の負担との関係を毎年度検証しながら、国保税率を改正しており、一般会計からの繰入については国保加入者以外の市民の方々の公平性という観点など多方面から検討し対応して参りました。今後においても、これまでの考え方を踏襲しながら、国・県の動向を踏まえ、本市の財政状況も勘案しながら適切に運営してまいります。

④ 基金から繰り入れて保険税を引き上げないでください。

【回答】 国保年金課

本市の国民健康保険事業特別会計には、基金はございません。

(4) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。

【回答】 国保年金課

短期被保険者証の発行については、被保険者間の納税の公平性を確保する観点から、国民健康保険法に基づき適切に対応しております。

② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。

【回答】 国保年金課

短期被保険者証や被保険者資格証明書を含めた被保険者証については、郵便で発送しています。今後につきましても適切な対応に努めてまいります。

③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】 国保年金課

被保険者資格証明書の発行については、被保険者間の納税の公平性を確保する観点から、国民健康保険法に基づき適切に対応しております。

(5) マイナ保険証の義務化による「健康保険証の廃止は中止」してください。

① 老健施設・介護施設に入居している方が「マイナ保険証」の管理はむずかしく、職員が管理するのも不可能です。来年の秋以降も、例年どおりに市町村が責任を持って被保険者証は発行してください。政府が行おうとしている「資格確認書」は、マイナ保険証を持たない住民にとっては、毎年申請をしなければならず大変です。国民皆保険制度の崩壊につながります。国に従来通りに保険証を発行できるように要請してください。

【回答】 国保年金課

マイナンバーカードと健康保険証利用の一体化に伴う紙の健康保険証の廃止は令和6年

秋から施行される見込みです。今後の国の動向を注視し、適切に対応してまいります。

- ② 受療権を保障するために「短期保険証」は、6カ月としてください。

【回答】 国保年金課

短期証の交付については、本市では平均所得以上の所得があり、納税の意思がみられない方などを対象に、公正・公平の観点から行っており、滞納額を基準に3か月及び6か月の短期被保険者証を交付しています。今後も引き続き適切に対応してまいります。

(6) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。

- ① 生保基準の1.5倍相当に設定するなど、保険税申請減免制度を拡充してください。

【回答】 国保年金課、収納課

現在、国民健康保険税の減免につきましては、加須市国民健康保険税条例第27条（国民健康保険法第77条）に基づき、前年の総所得金額に比し、本年の所得が皆無又は著しく減少した方や、災害等により生活が著しく困難となった方又は、貧困により公私の扶助を受ける方等に対して実施しております。

しかし、生活保護基準を根拠とした減免等につきましては、被保険者が保険医療機関等に支払う一部負担金を減免等する際に、加須市国民健康保険に関する規則第15条（国民健康保険法第44条）に基づき、事務処理要領を定めて、生活保護基準の1.2倍以下の生活困窮世帯に適用しているところです。

従いまして、生活保護基準を適用いたしました減免等につきましては、一部負担金の減免に適用しておりますので、当該基準の引き上げにつきましては、今後、調査研究に努めてまいりたいと思います。

(7) 窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。

- ① 生保基準の1.5倍相当にするなど、医療費負担の軽減制度の拡充を行なってください。

【回答】 国保年金課

現在、加須市国民健康保険に関する規則第15条の取扱事務については、要領を定め、生活保護基準の1.2倍以下の生活困窮世帯に適用しております。

従いまして、当該基準の引き上げにつきましては、今後、調査研究に努めてまいりたいと思います。

- ② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】 国保年金課

免除等を決定する上で必要な事項を記載いただくことから、今後においても現行の申請書を使用していく考えです。しかし、他の申請書等も含めお客様が記載しやすいようにするための工夫は、引き続き検討してまいります。

- ③ 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

【回答】 国保年金課

免除等を決定する上で必要な事項を記載いただくことから、行政窓口以外での手続きは、個人情報保護の観点からも難しいものと考えます。

(8) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください

- ① 住民に寄り添った徴収業務の対応を行ってください。

【回答】 収納課

納付が困難で滞納している方に対しては、予告なしに滞納処分を行うのではなく、督促状や催告書により事前に納付を促しております。滞納している方から納税相談があり、資力があると認められた場合は、一括納付を促しております。そのうえで、一括納付ができるにも関わらず、引き続き滞納している場合には、滞納処分を行っております。

しかしながら、相談時点において、一括納付が困難な場合には、法令に則り、家族状況や収支状況などの質問や調査を行い、納税資力を確認したうえで、分割納付の妥当性を判断しております。分割納付は、一括納付が困難な場合の例外的な取り扱いであるため、分割納付中であっても預貯金・生命保険・給与・不動産等を調査し、市税に充てることのできる財産が見つかった場合には、納期限までに納税された方との公平性を保つため、やむを得ず滞納処分を行っております。

一方、所得や財産が無く生活が困窮している方に対しては、地方税法の規定に基づき、滞納処分の執行停止を行うなど適切に徴収緩和措置を講じております。

さらに、納税折衝を進める中で著しい生活困窮が見受けられる場合には、福祉部門等と連携して実情に即した対応も行っております。

- ② 給与等の預貯金全額を差押えすることは憲法 29 条の財産権の侵害であり法令で禁止されています。憲法 25 条の生存権保障の立場から最低生活費を保障してください。

【回答】 収納課

給与等の差押えにつきましては、法令で定める差押禁止財産を踏まえ、納税者の最低限度の生活を考慮し、適正に滞納処分を行っております。また、給与が振り込まれた預貯金口座を差し押える際には、給与の差押禁止額の考え方を準用して全額取り立てせず、最低生活費に配慮した額を差し押さえる対応としております。

- ③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等にあてられるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、一方的な売掛金への差押えはやめてください。

【回答】 収納課

売掛金についても、差し押さえることができる債権であることから納期限までに納税された方との公平性を保つため、差押えを実施することがあります。滞納処分につきましては、納税折衝や財産調査等の結果により、滞納されている方の実態を把握したうえで総合的に判断しております。

- ④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

【回答】 収納課

国保税は地方税法を根拠に賦課徴収する税目であることから、市民税や固定資産税等の税目と同様の対応を行っております。そのため、滞納となった場合には、預貯金・生命保険・給与・不動産等を調査し、市税に充てることのできる財産が見つかった場合には税負担の公平性を保つため、やむを得ず滞納処分を行っております。一方、財産がないことが判明した

場合には滞納処分の執行停止を行うなど徴収緩和措置を講じております。

(9) 傷病手当金制度を拡充してください。

- ① 被用者以外の者への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。

【回答】国保年金課

被用者以外への支給については、傷病手当金の趣旨や支給要件などの点からも困難である、と認識しております。

- ② コロナ禍が収束しても、被用者、個人事業主、フリーランスに傷病手当金を恒常的な施策として条例の改正を行ってください。もしくは、傷病見舞金制度を創設してください。

【回答】国保年金課

傷病手当金は、本来被用者に限定した制度であり、国保における傷病手当金は、財政上余裕がある場合に限り、支給できるものです。今回の支給の趣旨は、感染症法上で2類相当に位置付けられていた新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、被用者が感染した場合に休みやすい環境を整備するための緊急、特例的な措置です。

従いまして、傷病手当の恒常的な支給につきましては、困難であると認識しております。

(10) 国保運営協議会について

- ① さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。

【回答】国保年金課

自治会や医師会等の関係団体へ委員の推薦を依頼し、推薦のあった方に運営協議会委員を委嘱しております。公募制につきましては、選出方法などを含め引き続き検討してまいります。

- ② 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。

【回答】国保年金課

市民の意見等を直接聴く機会等の検討をしてまいります。

(11) 保健予防事業について

- ① 特定健診の本人・家族負担を無料にしてください。

【回答】いきいき健康長寿課

加須市国民健康保険における特定健康診査については、対象者は全て無料で受診できます。

- ② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。

【回答】いきいき健康長寿課

本市では、がん検診と特定健診は、集団検（健）診及び個別検（健）診ともに同時に受診できます。

- ③ 2023年度を受診率目標達成のための対策を教えてください。

【回答】いきいき健康長寿課

けんしんパスポート、国保健診、後期健診受診券の個別通知や、集団検診の予約方法にWEB予約システムの導入、未受診者へAIを活用した受診勧奨の実施、ホームページやSNS（市公式LINE）を活用した周知などの取組を進めてまいります。

④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】 いきいき健康長寿課

市民の健康状態などの個人情報の管理については、個人情報の保護に関する法律、加須市個人情報の保護に関する法律施行条例、情報セキュリティ基本方針等の各種規程を遵守しており、引き続き適正に管理してまいります。

(12) 財政調整基金について

財政調整基金は、災害復旧、地方債の繰上償還その他財源の不足を生じたときのために基金として積み立てきた住民の貴重な財産です。今、物価高騰で暮らしと経営が大きな打撃を受け、地域経済の疲弊が深刻になっている時だからこそ、基金を財源として活用し、住民の暮らしと福祉を良くするために活用をお願いします。

① 2022年度(令和4年度)の財政調整基金の金額を教えてください。

【回答】 財政課

令和4年度の財政調整基金について、元金と利子を合わせて884,089円を積立て、財政調整基金の年度末残高は2,727,909,790円となっています(令和5年3月31日現在)。

② 高すぎる国保税を引き下げるために、財政調整基金の活用をしてください。

【回答】 国保年金課

独立採算制が原則の特別会計において赤字の削減・解消は必要です。本市では、平成30年度から令和6年度までを計画期間とする赤字削減・解消計画を策定していますが、本市の赤字額は多額であるため、短期間での赤字解消は困難であり、やむを得ず一般会計からの法定外繰入金で赤字を補填しています。したがって、国保税を引き下げるために財政調整基金を活用し、赤字を補てんする法定外繰入金を増額することは困難と考えます。

2. 後期高齢者医療について

(1) 窓口負担2割化について、中止するよう、国に要請してください。

【回答】 国保年金課

令和4年10月1日から、一定以上の所得のある方(現役並み所得者に該当し、窓口負担割合が3割の方を除く)の医療費の窓口負担割合が2割となり、本市の被保険者16,393人のうち約17%に当たる2,840の方が2割負担となっています(令和5年3月31日現在)。

後期高齢者医療費は、被保険者の方の窓口負担分を除き、約4割が現役世代からの支援金(後期高齢者支援金)で賄われています。

団塊の世代の後期高齢者医療制度の加入により、今後ますます医療費の増額が見込まれることもあり、現役世代の負担抑制のためには、窓口負担2割の導入は後期高齢者医療制度の持続的かつ安定的な財政運営に必要な見直しと考えております。

(2) 窓口負担2割化に対して、独自に軽減措置を検討してください。

【回答】 国保年金課

令和4年10月に施行された窓口負担割合の見直し(2割負担の導入)の背景である現役世代の負担軽減の必要性、後期高齢者医療制度の創設趣旨でもある現役世代と高齢者世代の費用負担の不公平の解消等を踏まえ、市独自の軽減措置については現時点では困難であ

ると考えます。

- (3) 低所得(住民税非課税世帯など)の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。

【回答】 高齢介護課

近くに親族がお住まいでない高齢者世帯など、お申出のあった世帯については、ひとり暮らし高齢者等台帳に登録し、地域の民生委員による見守りや、高齢者相談センター(地域包括支援センター)による相談支援を実施しています。

低所得の方を含め、高齢者相談センターが受けた高齢者に関する困りごと等の相談については、内容に応じて、関係機関、関係部署と連携し、必要な対応を行っています。

- (4) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】 いきいき健康長寿課

本市では、令和2年度から高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的な実施をすすめております。保健師、管理栄養士、歯科衛生士などの医療専門職が、ふれあいサロンなど通いの場へ出向きフレイルチェックを行うポピュレーション支援や、低栄養、口腔機能の低下、生活習慣病のハイリスク者へ個別訪問や電話によるハイリスク支援を実施し、生活習慣病の重症化予防や、フレイル予防に取り組んでおります。

さらに、令和4年度からは、血清アルブミンを導入し検診項目を拡充し、後期高齢者の健康診査を実施しております。

- (5) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診、難聴検査を無料で実施してください。

【回答】 国保年金課、いきいき健康長寿課

本市では市民の皆様の「自身の健康は自ら守る」という自己認識を高めるため、特定健診、後期高齢者健康診査又は人間ドックの受診及びがん検診の受診、健康に関するアプリの利用など一定の自主的な取り組みをされた方を対象に、地域で使用可能な金券を交付する『かぞ健康マイレージ』を実施し、広く生活習慣病の予防を推進しています。

特定健診は無料で実施しております。がん検診は無料で行っているものと一部自己負担をいただいているものもありますが、がん検診の種類により1,000円から9,400円の助成を行っています。また住民税非課税世帯、生活保護受給者及び中国残留邦人等の支援を受けている方は自己負担が免除になります。

歯科検診につきましては、市の助成適用後自己負担1,000円で受けることができます。

難聴検査につきましては、国が定める健康診査の項目等に位置付けられていないことから、現在のところ実施はしていません。

人間ドックにつきましては、平成27年度から後期高齢者医療保険料などの滞納がない後期高齢者医療制度の被保険者に対して、上限20,000円を助成しています。

なお、「自身の健康は自ら守る」という観点から、人間ドックの無料化は現時点では考えておりません。

- (6) 加齢性難聴者への補聴器助成制度の創設を県、広域連合、国に求めてください。

【回答】 高齢介護課

年を重ねるとともに周囲の音が聞こえにくくなることは、老化現象の一つとして誰にでも起こり得ることであり、長寿化の進展に伴い、今後、加齢性難聴になる高齢者は増えてくるものと考えております。こうした中、難聴と認知症の関係も徐々に明らかになってきておりますが、その関係性については、現時点で正確な根拠はまだ明らかにされておらず、現在、国の研究機関において、補聴器による認知機能低下予防の効果を検証するための研究が進められているところでございます。引き続き、国の動向に注視してまいりたいと考えております。

3. 地域の医療提供体制について

(1) コロナ禍を経験し、地域の公立・公的病院、民間病院の拡充こそが必要であると考えます。国および県に対して、病院の再編・統合・縮小を目的とする方針の撤回を申し入れてください。

【回答】健康医療推進課

病院の再編・縮小については、地域医療構想の実現に向けて国から示されておりますが、画一的な判断によるものではなく、地域の特性等を踏まえた柔軟な評価をする必要があります。今後の国、県の動向に注視してまいりたいと存じます。

(2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】健康医療推進課

本市では、平成28年度より地域医療を支える医師、看護師等の確保に向け、新たに市内の産婦人科又は救急科を開設しようとする医師等を支援する制度を創設するとともに、県の奨学金を活用した学生が看護師育成施設を卒業後、市内の医療機関等へ従事した場合、返還する奨学金の一部を助成する制度を創設、周知し、確保に努めているところでございます。

4. 新型コロナウイルス感染の拡大を防止し、安心して医療が受けられるために

(1) 保健センターなどの人員体制を強化してください。

【回答】業務改善課

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、感染症対策などの業務の一元化が図れる体制を整備するため、令和2年度に組織及び事務事業の見直しを行い、令和3年度から感染症対策に特化した組織として健康医療部健康医療推進課を設置し、新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでいるところです。

健康医療推進課は、新型コロナウイルスの感染症対策や、少子化や高齢化の進展によるこれからの地域医療の課題解消に向けて、様々な保健及び医療施策や計画を一元的に推進し、加えて医療機関や医師会、保健所などの関係機関と連携して感染症対策などに対応するとともに、中核病院である埼玉済生会加須病院や市内のかかりつけ医と更なる連携強化が図れる組織として編成したことにより、感染症対策などの業務の充実や指揮命令系統の明確化が図られ、市民の安心安全を守ることに特化した組織体制として整備しております。

また、組織体制の整備に合わせて、人員配置の見直しを行い、特に感染症対策については、保健及び医療の専門的知識を有する専門職として保健師を配置しています。

加えて、同保健センター内には、令和3年度から健康医療部いきいき健康長寿課を設置し、本来は保健事業と介護予防事業の一体的な実施による市民の健康寿命の延伸が推進できるよう、保健及び医療の専門的知識を有する専門職として保健師などの必要な人員を配置してい

ますが、市の最重要課題である感染症対策についても対応するため、平常時から健康医療推進課と一体的に対応に当たっており、人員体制の強化を図っております。

このように、新型コロナウイルス感染の拡大を防止し、市民の皆様が安心して医療が受けられる体制や人員を現在も整備していますことから、今後につきましても、関係機関とも一層連携を図りながら、対応してまいりたいと存じます。

(2) 県に対して、保健所の増設や体制強化などを要望してください。

【回答】健康医療推進課

今後の感染状況や国及び県の動向を注視し、体制強化などの要望については必要に応じて行ってまいりたいと考えております。

(3) 高齢者施設、保育園や学校などで社会的検査を行ってください。

【回答】健康医療推進課

市における新型コロナウイルス感染症を拡大させないため、感染症の早期発見につながるPCR検査の実施は重要であると認識しております。

市では、保育所や学校などで集団感染の恐れがあり、必要と判断した場合には市独自のPCR検査を実施しております。

(4) PCR検査が、いつでもどこでも無料で受けられるようにしてください。

【回答】健康医療推進課

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、感染症の早期発見につながるPCR検査の実施は重要であると認識しております。今後の感染状況等を注視し、市によるPCR検査を必要に応じて行ってまいりたいと考えております。

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1. 令和6年度の制度改定にむけて、十分な介護サービスの提供体制をつくってください。

昨年度、厚労省の社会保障審議会は2024年度の改定に向けて、要介護1・2の生活援助等サービスを市町村へ「総合事業」に移行、ケアマネジメントに自己負担導入、基準額の引き下げによる利用率2割、3割負担の対象者の拡大を打ち出しました。介護保険制度創設の原点に戻って、公的責任に基づく介護保障にするように県、国に求めてください。

【回答】高齢介護課

介護保険制度は、介護を社会で広く支えるための制度でありますので、制度改定にあたっては、財源の問題も含め、必要な人が必要なサービスを利用できるような制度設計となるよう、国、県の動向を注視してまいりたいと考えております。

2. 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

次期改定にむけて保険料の見直しを行い、住民の負担軽減に努力してください。

【回答】 高齢介護課

介護保険制度は国、県、市町村及び被保険者の保険料それぞれの負担割合が定められており、令和6年度から令和8年度の3箇年を計画期間とする第9期計画の介護保険料につきましては、市の介護保険事業の円滑な運営を図るために、前提となる国の制度改正に加え、市の介護保険給付費準備基金を充当するなどの要素を考慮し、必要なサービスを確保しながら、保険料負担のバランスを考慮した設定に努めてまいります。

3. 低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。

非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。さまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得者の個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。

【回答】 高齢介護課

介護保険料の減免につきましては、加須市介護保険料の徴収猶予及び減免に関する事務取扱基準に基づき、生活保護基準等を踏まえ、公正に判断しております。

また、低所得者への保険料軽減につきましては、令和元年度から第1段階、第2段階及び第3段階の方に実施し、軽減を図ることとしております。

この低所得者層である第1段階から第3段階の方への保険料軽減については、具体的には、「保険料の基準額に対する割合」を令和2年度から、第1段階の方は0.45から0.3に、第2段階の方は0.7から0.5に、第3段階の方は0.75から0.7に引き下げ対応しております。令和5年度につきましても、同様に引き下げ対応をしております。

4. 介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。

(1) 利用料限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。

【回答】 高齢介護課

介護保険における区分支給限度額は、要介護度ごとに様々なケースを想定し、標準的に必要と考えられるサービスの利用を想定して設定されているものです。要介護度が実態と乖離していることにより、区分支給限度額の上限を超える介護サービスが必要である場合は、認定の区分変更申請を行っていただき、要介護認定の見直しを行うこととしております。

(2) 一昨年8月に改訂された「特定入所者介護サービス費（補足給付）」について、負担が増えた利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じてください。

【回答】 高齢介護課

介護保険負担限度額認定については、令和3年8月より認定要件である預貯金額と食費（日額）の負担額が見直しとなりましたが、本市では、預貯金額が基準を超える方には、基準額以下となった場合に再度申請するようご案内しております。今後も負担能力に応じ、適切に対応してまいります。

5. 看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難とならない助成制度を設けてください。

【回答】 高齢介護課

本市では、市民税が課税されていない世帯の人であって、看護小規模多機能型居宅介護や小規

模多機能型居宅介護等の在宅サービス（認知症高齢者グループホームのサービスは除く。）の利用者からの申請により、介護サービスに係る利用者負担額の一部（25%相当額）を助成する介護サービス利用者負担助成事業を実施しております。今後も本事業を実施していきたいと考えております。

6. 新型コロナウイルス感染によって、経営が悪化した介護事業所へ、自治体として実態を把握し、必要な対策を講じてください。

(1) 自治体として財政支援を行ってください。

【回答】 高齢介護課

埼玉県では、コロナ禍において、感染対策に係る経費が嵩むなか、県内の高齢者施設等においても原油価格・物価高騰の影響による負担増がさらに経営を圧迫しており、事業者負担が継続することで、利用者等へのサービス低下や職員処遇への悪影響が懸念されることから、高齢者施設等の負担増を軽減し、当面のサービス維持を支援することを目的とし、予算の範囲内において補助金を交付する予定がありますので、本補助制度を対象事業所に周知してまいりたいと考えております。

(2) 感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施してください。

【回答】 高齢介護課

本市では、令和2年3月以降、定期的にマスク、消毒液、ガウン及び手袋等の衛生用品を一括購入し、国や民間事業者等から配布又は寄贈された衛生用品と合わせて、介護サービス事業所に配布することにより、介護サービス事業所における衛生用品の購入費用等の負担の軽減を図っております。

(3) 従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種を早急に実施してください。公費による定期的なPCR検査を実施してください。

【回答】 高齢介護課

本市では、オミクロン株対応2価ワクチン等を既に1回接種した方には、新しい接種券を発送しております。

令和5年度春接種については、5月8日から開始され、市内35高齢者施設において施設内接種を予定し、6月20日現在967名の入居者及び施設従事者の接種が済んでいるところでございます。今後も施設、接種協力医、関係機関と連携を図りながら速やかな接種を実施してまいります。公費による定期的なPCR検査の実施予定はございません。

7. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行ってください。

【回答】 高齢介護課

本市には、特別養護老人ホームが10施設（810床）あり、65歳以上人口に占める特別養護老人ホームの整備率は、県内40市中5番目に高い水準となっております（令和4年度末）。

また、小規模多機能型居宅介護事業所も整備されております（1施設）。

こうした中、本市では、令和3年4月1日に認知症高齢者グループホーム（1施設、定員9人）及び軽費老人ホーム（1施設、定員29人）が新たに開所し、さらに、令和6年4月までに、民間事業者による特別養護老人ホーム（1施設、100床）の整備も進めているところです。

8. 地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。

【回答】 高齢介護課

本市では、日常生活圏域に合わせて合計6か所の高齢者相談センター（地域包括支援センター）を設置しております。高齢者相談センターの人員体制につきましては、各圏域内の高齢者人口や要介護認定者数の増加に応じて、増員を行っております。又、市内外の研修や勉強会等に高齢者相談センター職員が積極的に参加し、相談能力の向上が図れる環境を整備しております。

9. 地域の介護提供体制について、介護福祉士・ヘルパーなど介護福祉従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】 高齢介護課

本市では、長寿化に伴い増加する介護需要への対応として、市内の介護施設等に従事する介護人材を確保するため、令和3年度から介護に関する入門的研修の実施や、新たに介護資格を取得した方に補助金を交付しております。

10. ヤングケアラーについて

埼玉県はヤングケアラー条例が2020年3月31日に制定し、現在支援施策が実施されています。さいたま市、川口市では予算を取り支援策を具体化しています。貴市町村のヤングケアラー支援に関する施策を教えてください。

【回答】 すくすく子育て相談室

本市では、平成30年4月に妊娠・出産・子育てにかかる総合相談窓口としての機能と、児童虐待防止等に対応するため様々な関係機関から構成される加須市要保護児童対策地域協議会の調整機関としての機能、この二つの機能を有するすくすく子育て相談室を設置しております。

そして、令和3年度よりこのすくすく子育て相談室を、子どもに関連する諸課題についてはこども局で一元的に取り組むため、母子保健の統合・再編を行うとともに、社会福祉士を増員し児童虐待等への対応にも機能強化しております。

この強化された機能を十分に活かしながら、教育機関や福祉部等関連部署との連携のもと、ヤングケアラーの支援に取り組んでいるところです。

また、埼玉県の担当職員を講師として、民生委員・児童委員を対象としたヤングケアラー支援研修等を開催することにより、ヤングケアラー問題を地域に広く周知するなど、関係機関の連携の強化に努めています。

11. 保険者機能強化推進交付金（インセンティブ交付金）を廃止し、誰もが必要な介護（予防）サービスを利用しながら、その人らしく生活することができるような介護保険制度となるよ

う県や国に要請してください。

【回答】 高齢介護課

保険者機能強化推進交付金は、各保険者における高齢者の自立支援や重度化防止等に関する取組を推進するため、各保険者が行うPDC Aサイクルによる保険者機能の強化、ケアマネジメントの質の向上、介護予防の推進等の取組に係る評価指標の達成状況に応じて交付されるものです。

本市では、全ての介護（予防）サービス利用者に対し、必要な介護（予防）サービスが適正に提供される体制を確保しながら、高齢者が住み慣れた地域で健康で安心して暮らし続けることができるよう、高齢者の自立支援や介護予防、地域支え合いの取組を推進し、保険者機能強化推進交付金の適正な確保を図ってまいります。

12. 上記の改善をするうえで、利用者の負担増にならぬよう、介護保険財政における国庫負担割合を大幅に引き上げるよう国に要請してください。

【回答】 高齢介護課

国の公費負担割合の引き上げ、第1号被保険者の法定負担割合引き下げについて、国に要望を提出しております。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1. 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定にあたっては、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に反映させるものとしてください。

【回答】 障がい者福祉課

加須市障害者計画及び障害福祉計画（第7期）加須市障害児福祉計画（第3期）を策定するにあたり、障がい者福祉に関するニーズ等を把握するため、各障害者手帳所持者及び一般市民の方計2,400人を対象にアンケート調査を実施しております。このアンケート調査の分析により、計画及び障がい者の施策に当事者の意見を十分反映させられるよう、検討して参ります。

2. 障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。

- (1) 障害者地域生活支援拠点事業での実施した事業、今後の計画を教えてください。

【回答】 障がい者福祉課

北埼玉地域障がい者支援協議会の構成市である行田市及び羽生市と連携し、地域の相談支援の核となる基幹相談支援センターを令和5年4月に設置し、重層的支援体制が動き始めたところです。

障害者地域生活支援拠点等については、基幹型相談支援センターの運営状況等を踏まえ、今後、北埼玉地域3市での共同運営も視野に、行田市、羽生市と協議して参ります。

- (2) 施設整備については、独自補助の予算化を進めてください。

【回答】 障がい者福祉課

第6期障害福祉計画において施設整備促進について掲げておりますので、現在ある市独自

の補助金制度について広く周知し、施設整備に繋がるよう進めて参ります。

- (3) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム（重度の障害を持つ人も含め）、在住する障害者の数を把握し、計画的な設置を要望します。どれくらいの暮らしの場が今後必要と思いますか。事業の推進に困難を抱えている場合は、その理由を教えてください。

【回答】障がい者福祉課

現在、市内へのグループホーム整備の話が急増しています。第6期障害者計画策定における事前アンケート結果では、将来グループホームで暮らしたいと希望する障がい者が一定数いる結果となっておりましたので、グループホームの整備が進めば、希望する人の暮らしの場の確保が可能であると考えます。

なお、市内の社会資源としましては、さまざまな事業所へ開設の働きかけを行った結果、令和4年度で短期入所2箇所、就労系サービス事業所1箇所、グループホーム5箇所、児童系サービス事業所2箇所などの施設が新規開設し、令和5年度におきましても、相談支援事業所1箇所、就労系サービス事業所2箇所、グループホーム1箇所が既に開設されております。市内の社会資源は着実に増えてきており、障害者の選択の幅も広がってきているところでございますので、引き続き、障害福祉事業所などの関係団体等に対し市内への事業所開設を働きかけて参ります。

- (4) 家族介護からの脱却を図ってください。点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】障がい者福祉課

老障介護につきましては、高齢者支援の担当課と連携し、実態の把握に努めるとともに、関係者によるケース会議などを実施し、必要な支援が行える体制の整備に努めて参ります。

3. 障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。

※人材紹介での求人は、多額の紹介料を必要とします。国や県へ、施策を要望するとともに、相談窓口を設けるなど具体策を講じてください。

【回答】障がい者福祉課

県が実施する障害福祉に関わる従事者等に対する各種研修などについて、積極的な参加に向けた周知を図ります。

また、合同企業説明会の開催等、関係機関と連携を図り、事業所や就職希望者等のマッチングの機会の提供を図ってまいります。

4. 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

- (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】障がい者福祉課

所得制限については、乳幼児医療費及びひとり親医療費助成と同様、限られた財源の中、真

に経済的負担の軽減が必要な低所得者を対象とするという考えに基づいて導入しております。

また、年齢制限については、65歳以上の方は、後期高齢者医療制度に加入することにより医療費の自己負担が軽減され、年金も満額受け取ることができるようになります。こういった状況を加味し、年齢制限を実施いたしております。

一部負担金については、現在導入の検討はしていません。

- (2) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入院も補助の対象としてください。

【回答】障がい者福祉課

重度心身障害者医療の対象ではない精神障害2級の方も、自立支援医療（精神通院医療）では負担軽減が図られていますので、活用できる医療制度のご案内をし、治療に役立てていただきたいと考えております。

また、精神科の入院については、退院可能な入院患者の地域移行への取り組みの妨げになる可能性もあり、国の制度（自立支援医療）に準じて、入院費は対象外としています。

- (3) 二次障害（※）を単なる重度化ととらえるのではなく、起因や治療など科学的な診断の中で進行が抑えられるように、医療機関に啓発を行ってください。

※脳性麻痺をはじめとする多くの身体障害者（他の障害も含まれます）は、その障害を主な原因として発症する**二次障害**（障害の重度化）に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難が増し、不安と戸惑いが伴っています。

保健、医療、福祉がそれに十分こたえていません。

【回答】障がい者福祉課

二次障害については、対象者等を把握しておりませんが、障害の状態に応じた障害福祉サービスの提供で対応するとともに、国や県の支援策等についても注視して参りたいと考えています。

5. 障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について

(1) 障害者生活サポート事業

- ①未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理由を教えてください。

【回答】障がい者福祉課

実施しています。

- ②実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】障がい者福祉課

生活サポート事業は県単事業であり、利用者・県・市町村で1/3ずつの負担ですが、県補助は自治体の人口により上限があり、本市の場合200万円となっております。このことから県基準を超えるサービスの提供は、更なる財政負担の増となりますので、現状のとおりと考えております。

③成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

【回答】 障がい者福祉課

生活サポート事業は県単事業であり、利用者・県・市町村で1/3ずつの負担ですが、県補助は自治体の人口により上限があり、本市の場合200万円となっております。このことから県基準を超えるサービスの提供は、更なる財政負担の増となりますので、現状のとおりと考えております。

なお、県基準を超える現在の取り組みとして、18歳未満の方の場合は、世帯の生計中心者の所得課税額に応じて利用料を無料から950円までとしています。

(2) 福祉タクシー事業

①初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、100円券（補助券）の検討を進めてください。

【回答】 障がい者福祉課

令和元年度までは福祉タクシー利用券を一律24枚交付しておりましたが、一般タクシー初乗運賃の改定を受けて、令和2年度以降の福祉タクシー利用券の配布枚数を、A地区（旧北川辺町及び大利根町の区域）は36枚、B地区（旧加須市及び騎西町の区域）は30枚と利用枚数を増加しております。

また、福祉タクシー利用券において初乗運賃の助成を行っておりますので、100円利用券（補助券）の導入は考えておりません。

② 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】 障がい者福祉課

タクシー利用券による料金助成及び自動車燃料費の助成については、身体障害者及び知的障害者の方を対象としており、精神障害者の方については現在のところ対象とすることは考えていません。

また、所得制限や年齢制限は設けていません。

(3) 両事業とも地域間格差を是正するために、県へ働きかけ、県の補助増額や県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】 障がい者福祉課

県との財政負担割合等については、周辺自治体とも協議しながら、障害福祉サービス全体の中で必要な要請・要望につなげていきたいと考えています。

6. 災害対策の対応を工夫してください。

(1) 避難行動要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

【回答】 地域福祉課

高齢者のみの世帯ではないが、日中家族等（息子等）が勤務等により高齢者のみになって

しまう方や妊婦等の中で希望する方を「その他支援を必要とする方」として名簿登載の対象としており、引き続き希望者の登録をすすめてまいります。

名簿登載者等、一般の避難場所では避難生活が困難な方たちに配慮した福祉避難スペースを各避難場所に設けるほか、段差を解消するためのスロープや災害用トイレなどの必要備品を配置し、バリアフリーの向上を図っております。

(2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】 地域福祉課

本市では地震時29カ所、水害時8カ所の施設にご協力いただき、災害時に福祉避難所として対応できるよう協定を結んでおります。

市が福祉避難所を開設する必要があると判断した場合、施設の被災状況や現状の収容可能人数等の確認を行ったうえで要請をいたします。要請を受けた施設は、避難スペースの確保、スタッフの配置、物資の搬入など運営体制が整い次第開設し、避難対象者を受け入れていただくことになっており、優先度の高い方からご案内をさせていただきます。

現在、民生委員・児童委員や自治協力団体等、地域の皆様とのさらなる連携を強化するとともに、関係施設ともきめ細やかな連絡調整を図りながら、福祉避難所への直接避難を必要とする方がスムーズに避難できる仕組みづくりを進めているところです。

(3) 避難所以外でも、避難生活（自宅、車中、他）している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】 危機管理防災課

災害時には、災害対策本部の救援班、福祉班を中心に、在宅災害時要援護者の被災状況を把握し、在宅災害時要援護者向けの車いす、紙おむつ、食料、飲料水等の生活必需品等の備蓄物資の調達及び供給を行います。また、備蓄物資で不足する用品については、県や協定団体等への要望や市内小売販売業者等との連携により調達することになっております。

(4) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答】 地域福祉課

本市では、平時から目的外に使用しないよう誓約をしていただいたうえで、自治協力団体、自主防災組織、消防団、民生委員、社会福祉協議会等の避難支援等関係者に、予め支援のために必要な個人情報の提供に同意している方の要支援者の名簿を平常時から提供しておりますが、災害時には、個人情報の提供の同意のない要支援者を含めた名簿を避難支援等関係者に提供し、安否等の確認に活用していくこととしています。

(5) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

【回答】 業務改善課

本市の災害対策事業のうち、震災対策については、主に危機管理防災課及び各総合支所の地域振興課が、水害対策については、危機管理防災課、治水課及び各総合支所の地域振興課が担っております。また、感染症の対策については、危機管理防災課及び健康医療推進課が業務を

担っております。

平成 26 年度から設置しました危機管理防災課は、「東日本大震災」を契機に、危機対策に対する業務区分を明確にし、安心安全なまちづくりを確実に推進する組織として編成しており、さらに、危機管理防災課では担当職員が増強され、危機管理や震災対策、水害対策の業務の充実や、指揮命令系統の明確化が図られ、市民の安心安全を守ることに特化した組織体制として整備しております。

また、令和 3 年度から設置しました健康医療推進課は、新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症対策や、少子化や高齢化の進展によるこれからの地域医療の課題解消に向けて、様々な保健及び医療施策や計画を一元的に推進し、加えて医療機関や医師会、保健所などの関係機関と連携して感染症対策などに対応するとともに、中核病院である埼玉済生会加須病院や市内のかかりつけ医と更なる連携強化が図れる組織として編成したことにより、感染症対策の業務の充実や、指揮命令系統の明確化が図られ、市民の安心安全を守ることに特化した組織体制として整備しております。

なお、有事の際は「地域防災計画」に基づき、災害対策本部を立ち上げ、全庁横断的な組織体制のもと、自然災害や感染症対策に当たっております。

このように、自然災害や感染症対策に特化した対応ができる体制を現在も整備しておりますことから、今後につきましても、近隣自治体や関係機関とも一層連携を図りながら、対応してまいりたいと存じます。

7. 新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。

(1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品を事業所に配布してください。安定供給にするための手立てを行ってください。

【回答】障がい者福祉課、健康医療推進課

現在、事業所から市への、アルコール消毒液やマスク等の衛生用品の配布についての要望等は受けておりません。衛生用品につきましては安定供給が図られており、各施設において感染対策に努めて頂いていただいていると考えております。

(2) 入院し、治療できるように、医療機関に周知してください。

【回答】健康医療推進課

新型コロナウイルス感染症の治療については、これまで通り、感染者の容態に応じて適切な対応を取ることができるよう、医療機関と連携して医療体制の確保に努めてまいりたいと考えております。

(3) 引き続き障害者への優先接種を行ってください。ワクチン接種は日ごろから利用している場所で行えるようにしてください。

【回答】健康医療推進課

新型コロナウイルスワクチンの優先接種については、今後も国及び県の方針に基づき、適切に実施してまいります。また、ワクチン接種の実施場所については、施設の要望に応じた形で行っていることから、引き続き市内の利用施設等と調整の上、進めてまいりたいと考えております。

(4) 物価高によって、事務所維持経費が増大しています。補助金の増額、継続をしてください。

【回答】 障がい者福祉課

物価高騰対策支援につきましては、令和4年度に埼玉県が実施し、埼玉県の支援の対象外での事業所には、加須市独自に支援金を給付し、運営を支援いたしました。

令和5年度におきましても、国、県の状況を踏まえ、判断して参りたいと考えております。

8. 難病の就労を進めてください。

埼玉県内の市町村においても手帳のない難病患者を積極的に雇用していただきたくお願いいたします。また、今後の為に差支えなければ、現在難病患者を雇用している場合はその現状を、また雇用していない場合はその理由を具体的にお聞かせください。

※2022年12月県定例会の知事回答で、大野知事が埼玉県として手帳のない難病患者を採用することを明言し、令和5年度から県の組織「スマートステーション flat」（令和2年4月1日開設）で、障害者枠外の手帳のない難病患者も採用することになりました。

また、埼玉県産業労働部雇用労働課でもチラシを作成し、少しの配慮で働ける難病患者がいることを、人材を探している企業向けに周知しています。

そのような状況下、難病は指定難病だけでも388疾患あり病態も様々で、障害者手帳の所持者はその半分程度となっている。手帳がない難病患者は、障害者総合支援法の対象であるにもかかわらず、障害者雇用推進法では対象外のため障害者枠で応募ができません。

【回答】 職員課

これまで難病患者であることを条件とした採用を行ってはおりませんが、難病を理由に採用が妨げられることがないように、引き続き公正な職員採用を実施してまいります。

また、難病を抱えている職員がいることは把握をしておりますが、職員のプライバシー保護の観点から、難病名等の詳細は控えさせていただきます。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保 育】

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1時点)の実態を教えてください。

【回答】 こども保育課

加須市においては、4月1日現在の待機児童は、ゼロでございます。

なお、特定の保育園等を希望している方につきましては37名、求職活動を休止している方は19名、育児休業中の方は3名です。

② 既存保育所の定員の弾力化(受け入れ児童の増員)を行なった場合は、年齢別の受け入れ

児童総数を教えてください。

【回答】 こども保育課

加須市全体で0歳児4名、1歳児35名、2歳児18名、3歳児22名、4歳児23名、5歳児14名、総勢116名、合計16園が4月1日現在、定員の弾力化により各保育所の年齢別の定員より多く入所しております。

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】 こども保育課

加須市では、保育の確保は原則認可保育所で確保することを平成27年3月に策定した「加須市子ども・子育て支援計画」でお示ししており、令和2年3月に策定した「第2期加須市子ども・子育て支援計画」においてもこの方針に変わりございません。必要が生じた際は、整備の検討をいたします。

② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】 こども保育課

加須市では、特別児童扶養手当の支給対象となる障害児を受け入れている認可保育施設に対し、補助金を交付しております。受け入れ態勢の整備につきましては、引き続き注力してまいりたいと存じます。

③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】 こども保育課

認可外保育所は現在5施設ありますが、いずれも認可施設への移行の相談等はなく、今年度も認可外保育施設として運営しております。今後、子ども・子育て支援計画との整合性を含め必要と判断される場合には、移行を含め相談があれば協議させていただくこととなります。

2. 子どもの命を守るためにも、一人ひとりの気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援を行うためにも、少人数保育を実現してください。

5類に移行しましたが、コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必要です。また、一人親家庭など困難を抱える家庭や児童が増えている中、きめ細かい支援を少人数保育の中で行うためにも各園に数名の保育士を増やしてください。

【回答】 こども保育課

本市では、令和2年3月に策定した「第2期加須市子ども・子育て支援計画」に基づき、市内公立保育所7か所、民間保育園14園、認定こども園2園、合計23施設の認可保育所を中心に保育を行っており、待機児童ゼロを継続しております。

しかしながら、保育所の利用を希望する方は多く、特定の保育所への入所を待ち続ける

方も存在していることから、市では、すべての児童が希望する保育所に入所できるように計画に則った保育の実施を継続していきたいと考えております。また、きめ細かい支援のため保育士の確保に努めてまいります。このことから、少人数保育の実施につきましては、こうした問題が解消された後、進めてまいりたいと思います。

3. 待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏まえて、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。また、75年ぶりに「1歳児及び4、5歳児の配置基準が改善されるたたき台」が出されましたので、早期に保育士の補充ができるようにしてください。

【回答】 こども保育課

加須市では待機児童はありませんが、保育従事者につきましては、有資格者としており、加須市単独の補助として、園児および保育士の処遇改善に資する経費に対する補助金を交付して保育の質の向上を図っております。

国が令和5年3月31日に示した「こども・子育て政策の強化について（試案）」では、「1歳児は6対1から5対1へ、4・5歳児は30対1から25対1へと改善する」ことを検討するとされました。

加須市ではすでに、1歳児については、埼玉県の基準に合わせ現行の国の基準や、試案よりも手厚く4対1で保育士を配置しているところでございます。

4・5歳児の配置基準が見直された場合には、新基準に則り適正に保育士を配置してまいります。保育士の確保は全国的にも課題となっており、本市においても喫緊の課題と捉えております。保育士の確保、定着を推進し、保育の質の向上を図るため、処遇改善等を図ってまいりたいと思います。

4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費（副食費）が保育料から切り離され、実費徴収されています。子育て世帯の負担が増えないよう軽減措置を講じてください。

(1) 0歳～2歳児の保育料を軽減してください。

【回答】 こども保育課

加須市では、第3子判定に用いる兄弟の年齢制限を撤廃し、未就学の兄弟の中で判定する国の基準を超えた軽減措置を実施しております。

0歳～2歳児の保育については、認可保育所、認可外保育所、家庭保育など、家庭により形態は様々でございます。保育料の軽減につきましては、保育の実情により不公平が生じないように、国や県の動向を注視しながら、子育て施策全体のなかで検討してまいりたいと考えております。

(2) 給食費食材費（副食費）を無償化してください。

【回答】 こども保育課

未就学児の保育については、認可保育所、認可外保育所、幼稚園、家庭保育など、家庭により形態は様々でございます。給食費食材費(副食費)を無償化につきましては、保育の実情により不公平が生じないように、国や県の動向を注視しながら、子育て施策全体のなかで検討してまいりたいと考えております。

5. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。昨年度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】 地域福祉課

市ではこれまでも指導監査等を実施し、認可外保育施設をはじめ各保育施設の運営状況等の把握、助言等を行ってまいりました。

市内の認可外保育施設については、毎年立入調査を実施し、指導事項があった場合には施設からの改善報告を確認した上で指導監督基準を満たす旨の証明書を交付しております。

引き続き指導監査等を実施し、最低基準等の実施状況が関係法令等に照らし適正に実施されているかを確認、必要な助言等を行うことにより、利用者の安全と、健全な事業運営による保育の質の確保を図ってまいりたいと存じます。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

【回答】 こども保育課

必要な保育の確保は、市の責任であり、加須市として、保育の質の向上、必要な施設の整備につきましては引き続き注力してまいります。

また、必要な保育には育児休業中の継続保育も含まれるものと考えておりますので、これまで同様の保育を提供して参りたいと存じます

【学 童】

6. 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】 こども保育課

本市では、今年度(4/1現在)、34施設(52支援単位)で放課後児童健全育成事業を実施しております。また、市内の放課後児童健全育成事業への需要に対応するため、新たな施設や指導員の確保等に努めた結果、待機児童ゼロを維持しております。今後も、引き続き待機児童が発生しないよう児童数や放課後児童健全育成事業に対する需要の推移を注視し、施設の確保等を進めてまいります。

また、大規模クラブの分離・分割については、新たな施設の確保する、パーテーションを設けるなどの対応を進めております。今後も利用児童数の増加に応じ、随時対応してまいります。

7. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で43市町(63市町村中68.3%)、「キャリアアップ事業」で30市町(同47.6%)にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答】 こども保育課

本市では、公営、民営ともに該当するクラブにおいては、「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を活用し、放課後児童健全育成室に勤務する職員の処遇改善に努めております。

公営施設においては、各施設に主任指導員を配置し、保育体制の強化を図るとともに、主任指導員やその他指導員が有する資格に応じた賃金設定としており、指導員がスキルアップをすることで処遇改善が図られる体制としております。また、指導員のスキルアップの一環である「放課後児童支援員資格」の取得について、積極的に研修参加・資格取得を促すとともに、当該研修の受講時間を勤務時間として取り扱うなど、指導員がスキルアップしやすい環境づくりに努めております。

民営施設においても、当該処遇改善事業の活用について積極的に周知するとともに、放課後児童支援員認定資格研修への参加やその他研修会についても随時情報提供を行っております。

8. 県単独事業について

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わらずに、常勤での複数配置に努める」(※「県ガイドライン」)立場から、公立公営地域も対象となるように改善してください。

【回答】 こども保育課

公立公営地域においても、常勤での複数配置を実施しております。

【子ども・子育て支援について】

9. 子ども医療費助成制度の対象を拡大してください。

(1) 埼玉県は就学前までの医療費助成の現物給付を、昨年(2022年)10月から実施されました。就学前までの現物給付の対象年齢の引上げなど、市町村独自に拡充してください。

【回答】 子育て支援課

市単独で現物給付の対象を満15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある児童に拡大しております。さらに、令和5年7月1日以後の診療分からは、対象を満18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある児童に拡大し、子育て支援の一層の充実を図ることとしております。

(2) 高校生や高卒後も大学生などの学生らの多くが生活に困窮しています。通院及び入院の子ども医療費無料化の対象年齢を拡充してください。

【回答】 子育て支援課

市単独で支給対象年齢の引き上げを行い、令和5年7月1日以後の診療分から、入院、通院ともに満18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある児童を支給対象にすることとしております。

(3) 国に対して、財政支援と制度の拡充（年齢の引き上げの法制化）を要請してください。

【回答】 子育て支援課

国において、こどもの医療費の無償化（全国統一の公費負担制度の創設）を行うよう要望しております。

(4) 県に対して子ども医療費無償化の年齢を18歳まで引き上げるように要請してください。

【回答】 子育て支援課

県補助制度における対象の拡大及び所得制限の廃止等について要望しております。

(5) 政府は、子ども医療費無償化を18歳まで引き上げると同時に、不適切な診療を減らす名目で受診ごとに定額負担を検討しています。受診の抑制になり、本来の趣旨と本末転倒になります。国・県に定額負担をしないように要望して下さい。

【回答】 子育て支援課

今後も、政府のこども未来戦略会議における検討状況など国の動向を注視してまいりたいと考えております。

10. 子育て支援を拡大してください。

(1) 国民健康保険の保険税の子ども（18歳以下）の均等割金額相当の財政支援をしてください。

【回答】 国保年金課

「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が令和4年4月1日から施行されたことに伴い、令和4年度の保険税から未就学児に係る保険税均等割額の5割軽減を実施しています。国の通知において、画一的な基準で保険税を減免することは適切でないとされているとともに、受益者負担の観点から一定の負担はやむを得ないこと、また、本市の国保財政は相当厳しい状況であることから、子どもの均等割の廃止や一律減免は困難と考えております。

一方、本市においては、子育て世代の方々に、国保税を適正にご負担いただいた上で、お子さんの医療費の窓口払いの本人負担（就学前2割、就学後3割）の無料範囲を中学校修了前から18歳まで拡大し、医療費負担の軽減など子育て支援の充実に努めています（令和5年7月1日現在）。

(2) 小・中学校給食を安全な地元農産物の活用と無償化にしてください。

【回答】 学校給食課

本市では、安全で安心な栄養バランスに優れたおいしい学校給食を提供するため、100%地場産米を使用しております。今後も、お米につきましては、100%地場産米を、地場産野菜につきましては、地元でとれる野菜を可能な限り使用してまいりたいと考えております。

学校給食は、学校給食の実施に必要な施設設備費並びに運営するための人件費と施設及び設備の修繕費は設置者の負担とし、それ以外の経費は学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担と定められておりますが、昨年度は国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、11月から3月までの5箇月間、一時的に給食費の免除を行いました。今年度につきましても、増額された交付金を活用し、7月から12月までの8月を除く5箇月間、免除を行

います。

今後につきましては、国や県の動向を注視しながら、その時々でよりよい選択をしていきたいと考えております。

5. 住民の最低生活を保障するために

1. 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。

2020年度の厚労省ホームページに「生活保護を申請したい方へ」を新設し、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明するとともに、扶養義務のこと、住むところのない人、持ち家のある人でも申請できることを明記しています。市町村においても、わかりやすく申請者の立場に立ったホームページやチラシを作成してください。

【回答】生活福祉課

生活保護制度を説明する「生活保護のしおり」及び「申請書」は、常時、生活福祉課の窓口にも備え付け、必要な方にはいつでもお渡し出来る状況を確認しています。

さらに、相談者の立場に立った、よりきめ細かな相談対応ができるよう面接相談員を配置し、親切丁寧な対応を行っているところです。

2. 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は行わないでください。

厚生労働省は田村前厚労大臣の答弁を受けて、2021年3月30日付で事務連絡を発し、生活保護問答集を改正。要保護者の意向を尊重する方向性を明らかにし、照会の対象となる扶養義務者の「扶養義務履行が期待できない者」には行わないとしました。厚労省、埼玉県のお知らせ(R5年)にそってしおりを改訂してください。貴福祉事務所でも、申請者が望まない扶養照会を行わないよう徹底してください。

【回答】生活福祉課

扶養義務者への照会は、扶養義務の履行が期待できる方に対して行います。扶養の義務が期待できない方や、扶養を求めることが明らかに自立の妨げとなる方に対しては、基本的には福祉事務所からの照会を行いません。このことは、保護のしおりに明記しています。

また、要保護者の相談にあたっては、丁寧に生活歴を聞き取り、個々の要保護者に寄り添った対応をするよう配慮しています。

3. 生活保護のケースワーク業務の外部委託は、実施しないでください。

生活保護のケースワーク業務は、人間の生死を左右する職務であり、最もデリケートな個人情報に預かる業務であることから、自治体職員が福祉事務所で行う原則になっています。ところが、東京都中野区は、高齢の生活保護利用者を対象に「高齢者居宅介護支援事業」をNPOの外部委託を利用して実施していますが、実態は生活保護利用者宅への家庭訪問、ケース記録作成、保護費算定まですべての業務の委託でした。これは生活保護法および社会福祉法違反です。このような事例が起こらないように徹底してください。また、福祉課内の警察官OBが保護利用者を犯罪者扱いして尾行し、人権を侵害する事例が発生しています。こうしたことが起

こらないよう指導を徹底してください。

【回答】生活福祉課

生活保護業務の外部委託については、被保護者就労支援事業や被保護者健康管理支援事業の事務については外部委託が可能であるとされておりますが、保護の決定又は実施に関わる、いわゆる公権力の行使に当たる業務について、民間事業者への外部委託を行うことは、認められていないと認識しております。このため、現状では外部委託の考えはございません。

また、警察 OB の職員は、本市の事務事業及び職員が公務を遂行するうえで受ける不当要求行為及び暴力的不当要求行為並びに庁舎内で発生する不測事態等を未然に防止するとともに、来庁者及び職員の安全と事務事業の円滑かつ適正な執行を確保することを目的に配属されています。このため、警察 OB 職員が生活保護受給者の身辺調査のようなことを行うことはありません。

4. 決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。

決定・変更通知書は 5 種の扶助が記載されるのみで非常にわかりづらく、福祉事務所でもミスが生じる原因になっています。国は全国一律でシステムの改定を行っていますが、それで良しとすることなく、利用者本人も確認できる、自治体独自の記載欄を設けてください。

【回答】生活福祉課

生活保護決定・変更通知書は、保護の決定または変更が生じた場合、速やかに通知し、できる限り分かりやすくその理由等を記載しています。

また、不明な点については、電話対応を含め、随時担当ケースワーカーが訪問するなど、利用者に寄り添った対応を心掛けています。

5. ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください

厚労省が示す標準数を上回る福祉事務所が多くあり、これがケースワーカーの過重労働や、保護利用者に適切な対応ができない原因となっています。社会福祉主事の有資格者を採用するとともに、十分な研修を行って、不勉強による利用者への人権侵害や不利益な指導が行われないようにしてください。

【回答】生活福祉課

ケースワーカーについては、令和 3 年度から 10 名を配置しており、厚生労働省が示す標準数を満たしています。10 名のケースワーカーうち、3 名が社会福祉士、残り 7 名も社会福祉主事の資格を既に有しております。

今後も、全職員が資質の向上、専門的知識の習得に努めるとともに、親切、丁寧な対応に努めるよう指導しているところです。

6. 無料低額宿泊所への入居を強制しないでください

居宅が決まっていない申請者に「無料低額宿泊所に入所しないと生活保護は受けられない」と指導する事例がいまだに多発しています。申請者の意向を無視する無低への強要は生活保

護法違反であり、行わないようにしてください。また、入所者が転出を希望する場合は、その希望を優先し、一時利用にふさわしい運用をしてください。

【回答】生活福祉課

無料低額宿泊所は、居宅や社会福祉施設等へ移行するまでの一時的な起居の場として位置づけられていることから、一般的に居住地を有しない要保護者が緊急的に住居を確保する必要がある場合に身を寄せることとしています。

これらの趣旨に基づき、要保護者からの聞き取りなどをする中で、保証人の問題や単身居宅生活の可否などを踏まえ、その利用については総合的に判断しています。

7. 熱中症からいのちを守るために国に対して夏季加算を要望してください。また、制度が創設されるまでの間、自治体として電気代補助を実施してください。

【回答】生活福祉課

令和5年は、5年に一度の国による生活扶助基準額の見直しの年に当たり、生活扶助の基準額改定が行われます。この基準額改定には、コロナ禍での社会経済状況や、電気ガスなどのエネルギー高騰の影響も考慮され、臨時的・特例的な加算が付与されるなど、生活保護費への配慮がなされています。

国への要望や新制度の創設などの予定はありませんが、今後も国などの動向に注視していきます。

8. 生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護の捕捉率の向上に努めてください。

【回答】生活福祉課

生活困窮者自立支援事業は、平成27年度当初より市直営で行っております。民生委員や所轄警察署からの情報提供などを活用し困窮した状況の把握に努め、生活保護に至るまでの困窮者に対し、他制度の利用提案や就労支援、家計相談等を行い、生活困窮者が抱える課題を解決できるよう支援しています。

また、生活保護の申請の意思が確認できた場合は、申請書を交付し受理しています。